

大通達甲（警務）第10号
令和3年3月31日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

公益的法人等への職員の派遣に関する要綱の改正について（通達）

公益的法人等への職員の派遣については、「公益法人等への職員の派遣に関する要綱の制定について」（平成14年4月1日付け大通達甲（警務）第6号）により実施しているところであるが、この度、行政手続等における押印原則の見直し等に伴い、別添のとおり「公益的法人等への職員の派遣に関する要綱」を改正し、令和3年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（警務課企画係）

別添

公益的法人等への職員の派遣に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年大分県条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）が団体の業務に専ら従事させるために行う職員の派遣について必要な事項を定めるものとする。

第2 派遣の目的

法及び条例に基づき、業務の全部又は一部が警察の事務又は事業と密接な関連を有する団体であって、本部長がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要と認められるものの業務に専ら従事させるために職員を派遣することにより、当該団体の業務の円滑な実施を支援し、地域の振興、県民生活の向上等公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第3 派遣の方法

本部長が法及び条例に基づき職員を派遣する場合には、法第2条第1項各号に規定する団体（以下「公益的法人等」という。）のうち、条例に基づき警察の施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして人事委員会規則で定めるものに対して、職員の身分を有したまま派遣するものをいう。

第4 職員派遣

1 職員の派遣

- (1) 職員の派遣とは、警察職員の身分を保持させたまま、警察の職務に従事させないこととし、併せて公益的法人等の業務に従事すべき義務を課する特別の任用上の行為である。
- (2) 職員派遣を行うに当たり、本部長は、職員派遣を受ける公益的法人等との間において、公益的法人等への職員派遣協定書（第1号様式）（以下「派遣協定」という。）を締結するとともに、その内容について当該職員に明示の上、あらかじめ公益的法人等への派遣に関する同意書（第2号様式）をもって同意を得るものとする。
- (3) 本部長は、職員から派遣についての同意を得られなかったことをもって、当該職員に対して不利益な取り扱いを行ってはならない。

2 対象職員

派遣の対象となる職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第4条第1項に規定する一般職の職員とする。ただし、次のいずれかの職員を除くものとする。

ア 臨時的任用職員

イ 非常勤職員

ウ 地公法第22条に基づく条件付採用期間中の職員（人事委員会規則で定める職員を

除く。)

エ 職員の定年等に関する条例（昭和59年大分県条例第13号）第4条第1項に基づく勤務延長職員又は同条第2項に基づく勤務延長期限を延長された職員

オ 地公法第28条第2項各号又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年大分県条例第54号。以下「分限条例」という。）第3条第1項若しくは第2項に基づく休職中の職員

カ 地公法第29条第1項に基づく停職中の職員

キ その他地公法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員（産前産後休暇、育児休業又は病気休暇中の職員等）

3 職員派遣期間

- (1) 職員派遣期間は、原則として3年以内とする。
- (2) 本部長が特に必要と認める場合には、派遣職員の同意を得て、職員派遣の開始から引き続き5年以内の範囲で派遣期間を延長できるものとするが、当初から3年を超えた期間について同意を得ることはできない。
- (3) 派遣期間が満了した職員を警察に復帰させることによって、当該団体及び警察の施策推進に著しく支障を来すおそれが認められる場合は、あらためて当該職員の同意等、一連の手続を行った上で、同一の団体に引続き職員を派遣することができる。

4 派遣職員の職

- (1) 派遣職員は、その派遣期間中、職員派遣されたときに就いていた職又は派遣期間中に異動した職を保有するが、警察の職務に従事せず、派遣協定に定められた内容に従い、派遣先団体の業務に従事する。
- (2) 派遣職員に対する勤務評定及び職員研修は、派遣先団体と協議の上、本部長において行う。
- (3) 派遣職員は、その派遣期間中、警察の職務に従事しないことから、原則として地公法第32条及び第35条に関する規定は適用されないが、第33条及び第34条等身分上の義務に関する規定の適用を受ける。
- (4) 本部長は、派遣職員をその派遣期間中、一時的に警察の職務に従事させる必要が生じた場合にあっては、派遣協定に基づき派遣先団体の長と協議調整の上、当該職員に対して法令及び職務上の命令を発することができる。
- (5) 派遣期間中における派遣職員の分限及び懲戒については、警察本部の関係規定を適用し、本部長が行う。

なお、派遣先団体に関する軽易な事件で、地公法の規定によらない懲戒処分を必要とする場合は、本部長と協議の上、派遣先団体において行うことができるものとする。

5 派遣職員の給与等

- (1) 派遣職員には、その派遣期間中、原則として警察から給与を支給しない。ただし、法第6条第2項に規定する業務に従事する場合には、本部長は、派遣先団体との派遣協定により、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の1

00以内の給与を派遣職員に支給することができる。

- (2) 派遣先団体の業務に係る旅費は、当該団体の旅費支給の例によって団体から支給される。ただし、警察の職務に関する部分について、県の旅費支給の例によって本部長から支給されることを妨げない。
- (3) 派遣先団体は、職員派遣の期間中、当該派遣職員に対して支給される給与等の取扱いについて、本部長が部内の他の職員に対して支給する給与等の取扱いとの均衡を失しないよう派遣協定に基づき、必要な措置を講じ、又は適切な配慮を行うものとする。

6 派遣職員の業務上の災害補償等

- (1) 派遣職員が派遣先の業務上又は通勤による災害を受けた場合については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）に基づく補償の対象とはならず、派遣先団体における労働者災害補償制度の対象として取り扱う。ただし、派遣期間中、本部長の命令により従事する警察の業務に起因して被る災害については、地公災法に基づく補償の対象として取り扱うものとする。
- (2) 派遣職員が派遣先の労働者災害補償制度によって受ける補償額が、地公災法に基づく補償額を下回る場合、本部長は速やかに派遣協定に基づきその補てんを行うよう派遣先団体に対して求めるものとする。

7 派遣職員の共済等

- (1) 派遣職員には、その派遣期間中、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共法」という。）の短期給付に関する規定は適用されず、代わって派遣先団体が加入する健康保険制度の対象となる。ただし、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分については、引続き地共法の短期給付の規定を適用する。
- (2) 派遣職員には、その派遣期間中、地共法の長期給付に関する規定を適用する。
- (3) 派遣職員は、その派遣期間中、地共法に規定する福祉事業を利用することができず、代わって派遣先団体が加入する健康保険制度による保健福祉事業を利用することができる。
- (4) 派遣職員に適用される短期給付（育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分）及び長期給付に係る事業主負担分は派遣先団体が負担する。
- (5) 派遣職員が派遣先の健康保険制度によって受ける給付内容が、地共法による給付内容を下回る場合、本部長は速やかに派遣協定に基づきその補てんを行うよう派遣先団体に対して求めるものとする。

8 派遣職員の福利厚生等

- (1) 派遣先団体は、派遣職員の派遣期間中における福利厚生等について、部内の他の職員に比べて不利な取扱いとならないよう派遣協定に基づき、必要な措置を講じ、又は適切な配慮を行うものとする。
- (2) 派遣職員は、その派遣期間中も警察職員の身分を有するため、財団法人大分県警察職員互助会（昭和48年4月11日に財団法人大分県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。）（以下「互助会」という。）の会員資格を有し、互助会の実施する

福利厚生事業を利用することができる。

(3) 派遣職員は、地共法に規定する福祉事業であっても、警察又は互助会が共催する場合にあっては、警察職員又は互助会員の資格に基づいて利用することができる。

(4) 本部長は、派遣職員に対して、定期健康診断の実施をはじめ、部内の他の職員と同様に健康管理を行うものとする。

9 派遣職員の雇用保険

派遣職員は、その派遣期間中、警察職員としての身分を有し、派遣期間中に退職する場合には本部から退職手当が支給されることとなるため、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第6条第6号により同法の適用を受けない。

10 派遣職員の児童手当

派遣職員に係る児童手当の認定及びその支給は、児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事業主分の費用負担を派遣先団体からの拠出金をもって充てることから、派遣先団体の他の職員の場合と同様に派遣職員の住所地の市町村長が行うこととなる。

11 派遣職員の職務復帰

(1) 本部長は、派遣職員があらかじめ同意した派遣期間が満了した場合のほか、次のいずれかに該当することとなった場合は警察の職務に復帰させる。

ア 派遣職員が派遣先団体の役員又は職員の地位を失った場合

イ 職員派遣が法又は条例に適合しなくなった場合

ウ 職員派遣が派遣先団体との協定に反することとなった場合

エ 派遣職員が地公法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合（分限免職等の事由となる心身故障、適格性欠如等が認められる場合）

オ 派遣職員が地公法第28条第2項各号又は分限条例第3条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合（休職事由となる心身故障、刑事起訴、生死不明等が認められる場合）

カ 派遣職員が地公法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合（懲戒事由となる法令違反、全体奉仕者に反する非行が認められる場合）

キ その他派遣先団体との協定上の事由による場合

(2) 本部長は、派遣先団体から警察に復帰した職員の給与、任用等の処遇及び退職手当について、部内の他の職員に比べて不利な取扱いとならないよう次に掲げる措置を行う。

ア 部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる場合は、給与の格付、給料月額調整、職員の配置等についての措置を講ずること。

イ 派遣期間中、派遣先団体における業務（通勤）上の災害に起因して休職に至った場合の給与は、当該業務（通勤）を公務（通勤）とみなして所要の措置を講ずること。

ウ 退職手当の算定に当たっては、派遣先団体の業務（通勤）を公務（通勤）とみなすとともに、退職手当の算定基礎となる勤続期間の計算において、職員派遣期間を

職員の引き続いた在職期間から除算しない扱いとすること。

12 その他の勤務条件

- (1) 派遣職員の勤務時間、休日休暇その他の勤務条件及びサービスは、派遣先団体の定めるところによるものとする。ただし、警察と派遣先団体との関係規程が異なる場合は、部内の他の職員との均衡を図るよう派遣協定に基づき、派遣先団体で配慮を行うものとする。
- (2) 本部長及び派遣先団体は、派遣職員の勤務条件について、部内の他の職員との均衡を図るよう努めなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(旅費)

第5条 派遣職員の旅費は、乙の旅費支給の例により、乙が支給するものとする。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(健康保険等)

第6条 乙は、乙の負担において、派遣期間中の職員を健康保険に加入させるとともに、乙の負担において、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく短期給付（育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分に限る。）及び長期給付を確保するものとする。

2 派遣職員に係る健康保険掛金については、乙が派遣職員から徴収し、共済組合掛金については、甲が給料支給の際控除して納付するものとする。

(災害補償)

第7条 乙は、乙の負担において、派遣期間中の職員を労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に加入させるものとする。

2 派遣職員が業務上又は通勤による災害を受けた場合、乙は速やかにその状況を甲に報告するとともに、前項による労災保険の補償額が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による補償額を下回るときは、その下回る額を負担するものとする。

(福利厚生、健康管理)

第8条 乙は、乙の負担において、派遣期間中の職員の福利厚生、健康管理等について、派遣職員以外の警察職員と同様に取り扱うものとする。ただし、一般定期健康診断（警察共済組合が福祉事業として実施する健康診断は除く。）及び結核健康診断は、甲の負担により実施するものとする。

(児童手当)

第9条 乙は、派遣期間中の職員の児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事業主分の費用負担を乙の拠出金をもって充てるものとする。

(分限、懲戒)

第10条 派遣職員の派遣期間中における分限及び懲戒については、甲の関係規定を適用し、甲が行うものとする。

2 乙は、乙の業務に関する軽易な事件で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定によらない懲戒処分を必要とする場合においては、甲と協議の上、これを行うことができるものとする。

(警察職務への復帰)

第11条 甲は、第1条第3項に基づく派遣期間が満了した場合又は条例第3条各号で定める場合のほか、乙における派遣の目的を達成することが困難となった場合において、乙と協議の上派遣職員を甲の職務に復帰させる。

(通知、報告)

第12条 甲及び乙は、この協定の実施に関し必要な事項について、相互に通知するものとする。

2 甲は、派遣職員の勤務状況等について、必要に応じ、乙に報告を求めるものとする。

(協定の変更)

第13条 甲及び乙は、派遣職員の派遣期間、従事すべき業務、給与その他勤務条件等に変更が生じる場合には、派遣職員の同意を得た後、この協定を変更するものとする。

(協議)

第14条 この協定の解釈及び適用について疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項は、甲乙協議の上決定するものとする。この場合、派遣職員の取扱いについては、派遣職員以外の警察職員より不利益にならないよう措置するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の日から 年 月 日までとする。ただし、甲乙協議により、随時、協定期間の延長又は協定の解約をすることができるものとする。この協定が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持する。

年 月 日

甲 大 分 県 警 察 本 部 長 ○ ○ ○ ○

乙 ○○法人○○○○○○○○○○ 会 長 ○ ○ ○ ○

第2号様式

公益的法人等への派遣に関する同意書

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年大分県条例第1号）、公益的法人等への職員の派遣に関する要綱及びこの派遣に関する派遣協定書の内容を了知の上、以下のとおり派遣を受けることについて同意します。

第1 派遣先団体名 ○○法人○○○○○○○○○○

第2 派遣期間 (自) 年 月 日

(至) 年 月 日

第3 従事する業務

1 ○○○○に関すること

2 ○○○○に関すること

・

・

第4 勤務条件等 派遣協定書記載のとおり

年 月 日

大分県警察本部長 ○ ○ ○ ○ 殿

(派遣職員所属部・課・職名・氏名)